

平成 25 年(ワ)第 758 号 不当契約条項使用差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被 告 株式会社早稲田自動車学園

第 5 準備書面

平成 27 年 4 月 7 日

広島地方裁判所民事第 1 部 1 E 係 御中

原告訴訟代理人弁護士

山 田 延

廣



代

同

原 田 武

彦



代

同

風 呂 橋

誠



代

同

工 藤 勇

行



代

同

仲 田 誠

一



代

同

谷 本 素

子



代

同

松 岡 幸

輝



代

同

松 岡 正

志



代

第1 請求の趣旨について

- 1 請求の趣旨は維持する。
- 2 本件提訴時点の解約条項が消費者契約法に違反すること
　本件提訴時点の解約条項が消費者契約法（以下、単に「法」という。）に違反する旨はすでに詳細に述べているとおりである。
- 3 改訂が事実だとしても差止の要件は充たしていること
 - (1) 仮に被告の主張する改訂や運用改善が事実だとしても（もちろん立証を要求する）、次のとおり、被告は従前の法違反状態の解約条項を含む契約書類による勧誘を「行うおそれがある」（法第12条第3項）と評価できる。
 - (2) 被告の主張する改訂は、本訴提起後に逐次なされた。また、被告の説明では、消費者が解約返戻金の計算を自ら行うことができるだけの説明が記載された「返金事務処理規定」は消費者に交付されないと。さらに、被告は、改訂結果をウェブページに掲載することや、改定状況を確認した上での和解等による訴訟終了を頑なに拒否する態度をとり続けている。

このような状況からは、被告の主張する改訂等が事実だとしても、それは本訴訟に対応すること自体を目的としてなされたにすぎないと推認せざるを得ない。本訴後に本訴提起時点の勧誘状況が復活するおそれ、すなわち現時点でも被告が法違反状態の解約条項を含む契約書類による勧誘を「行うおそれ」は高い。

第2 訴訟要件について

- 1 被告は、本訴提起が法23条、同42条及び同13条に違反するものと主張している。しかし、同主張には理由がない。
- 2 法23条違反の主張について

被告は、原告が提訴前に被告との面談に応じなかつたことを理由に本訴提起が差止請求権の濫用（法23条第2項）に当たると主張するようである。

しかし、被告との事前面談は訴訟要件とはなっていない。また、原告に被告

との面談を実現させる法的義務など存在しない。そのような義務があるとすれば適格消費者団体の活動が不当に阻害されてしまうため当然のことである。

被告は原告事務所に訪問する等して面談を実現することはできたし、原告が面談自体を拒否した事実もない。原告は、法41条書面（甲6）以降、指摘点が法違反状態を解消するまで改善された事実が確認できなかつたため、本訴提起に及んだ。当然の行動である。

以上、本訴提起前に被告との面談が実現しなかつた事実をもって本訴提起が訴権の濫用に当たると評価される理由はない。

3 法41条違反の主張について

- (1) 被告は、法41条書面（甲6）到達後に「ただしやむを得ない事由があると認められる場合には～全額を返金いたします」との文章を追加する改訂を行ったため法41条書面の請求趣旨に対応する条項はなくなつたとして、本訴提起が法41条違反だと主張する。しかし、その主張には何ら理由はない。
- (2) 請求の内容に関して、法41条及び同施行規則が法41条書面への記載を要求するのは、「請求の要旨及び紛争の要点」である。訴状に記載されるべき請求の趣旨と同一の記載は要求されていない。「請求の要旨及び紛争の要点」で足りるとされたのは、適格消費者団体も提訴段階では必ずしも被告となるべき者の行為の詳細を把握したうえで差止請求権行使できるとは限らないからである。「請求の要旨」とは「どのような訴えを提起することになりそうかを示す程度の事項の記載」をいい、「紛争の要点」とは、「争いになつてゐる実情についてまとめて表示したもの」をいう（以上、甲15の434頁、435頁）。

このように、法は、法41条書面記載の請求趣旨と訴状の請求の趣旨が一致することを要求していない。被告がする、法41条書面記載請求趣旨所定の解約条項に一文が加わったために法41条書面の請求趣旨に対応する条項はなくなつたという主張自体が失当である。

(3) もちろん法で法41条書面に記載を要求する「請求の要旨及び紛争の要点」は、法41条書面（甲6）と本訴とで同一性が認められる。

法41条書面では、大要、「～半分を返金する。」という解約条項は平均的損害を超える違約金を定めたものであり法9条に違反するという点を趣旨としている。

確かに本訴提起段階では、同解約条項に「ただしやむを得ない事由があると認められる場合には～全額を返金いたします」との文章が追加されているが、「ただしやむを得ない事由があると認められる場合」との文字通り、例外が追加されただけで、半額返金の原則は変わらない。

平均的損害を超える違約金を定めたとの評価の基礎となった半額返金の原則に変更がない以上、同点が平均的損害を超える違約金の定めだと主張する本訴提起は、法41条書面における「請求の要旨」及び「紛争の要点」を前提とした訴訟提起であることは明らかであろう。

したがって、本訴提起は、法41条書面を前提としない違法な訴え提起ではない。

4 法13条違反の主張について

法13条は適格消費者団体の認定に関する条文である。被告による法13条違反の主張については、訴訟要件とは関係のない主張にすぎない。

第3 調査報告書の提出について

被告から調査報告書の提出の要請がある。調査報告書については、本来であれば被告による原告規約に基づいた申請、手数料の納付を待って謄写等の対応をするべき書類であるが、今般、2012年度分（甲16）及び2013年度分（甲17）を書証として提出する。

以上

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被 告 株式会社早稲田自動車学園

証拠説明書

平成27年4月7日

広島地方裁判所 民事第1部1E 御中

原告訴訟代理人弁護士 仲 誠 一

外7名



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲15	逐条解説・消費者契約法[第2版] 表紙、裏表紙、 433頁 - 437頁	写し	H22.5.25	消費者庁企画課 (発行所: 株式会社商事法務)	消費者契約法第41条の解釈。特に、法41条書面には請求の趣旨と同一の記載が要求されではおらず、請求との関係では「請求の要旨及び紛争の要点」の記載で足りるとされていること等
甲16	第3者調査報告書	写し	H25.6.4	中谷耕策	原告の2012年度調査報告書内容等
甲17	調査報告書	写し	H26.4.16	宗山隆幸	原告の2013年度調査報告書の内容等

甲第 15 号証

逐条解説 消費者契約法 [第2版]

消費者庁企画課
○編

商事法務

逐条解説 シリーズ

逐条解説
シリーズ

逐条解説・消費者契約法 第2版

消費者庁企画課 ○編

商事法務



9784785717667



1923032038003

ISBN978-4-7857-1766-7

C3032 ¥3800E

定価：本体3,800円(税別)

逐条解説 消費者契約法 [第2版]



復代理人	160, 263	保全手続の費用	371
附合契約	175	保有割合	289
不実告知	108	本法の規定と抵触する規定の例	233
—型事例	109		
不退去	133		
—型事例	134	マルチ商法（事業者の定義と）	86
附帯決議	613, 642, 676	民法、商法その他の法律の公の秩序に 関しない規定	220
物品	143	民法の詐欺、強迫（同法第96条第2項） との関係	159
不適切な勧誘行為	107, 159	民法の詳解と本法の「誤認」	129
不動産取引（媒介と）	163	モニタ－商法（事業者の定義と）	87
不当利得の法理	126		
不特定かつ多数の消費者	260, 275		
—が受けるべき不利益	453	や 行	
—の利益に著しく反する訴訟等	273, 401	役員	303, 307
—の追行	273, 401	役職員等名簿	387, 427
—の利益の擁護を図るための活動	281, 306	有償契約（賃貸担保責任条項の無効と）	
—の利益を害する内容の和解	190	用途	81, 144
不法行為	185	子防に必要な措置	264
不法行為地（特別裁判籍と）	440		
—型事例	86	利益供与の罪	466
不利益事実の不告知	119	利益收受の罪	466
—型事例	120	履行遅滞	181
紛争の要点	434	履行不能	181
平均的な損害	209, 214	履行補助者	181
別段の定め	231	理事	183
変更の届出	324	—の過半数	287
弁護士	294	—の構成	287
弁護士会仲裁センター	28	理事会	288, 309
弁論等の併合	28	利息制限法	287
弁論の併合	446	立証責任	237, 252
包括信用購入あつせん	444	両罰規定	180, 186
報告徴収（監督としての）	235	旅行契約	473
法人	392	連携協力（適格消費者団体間の）	210, 213
法人格	82	労働基準法	346
法律の専門家	281	労働組合	455
暴力団	294	労働契約（本法の適用除外と）	82
暴力団員	295	労働者	454
保証契約（事業者の定義と）	303, 316, 400, 421	労働者の労働に付随する契約関係	458
	88		

逐条解説 消費者契約法〔第2版〕

2000年12月20日 初版第1刷発行
 2003年3月18日 梠訂版第1刷発行
 2007年6月15日 新版第1刷発行
 2010年5月25日 第2版第1刷発行

編 者 消費者庁企画課

発行者 大林 譲

発行所 銀座商事法務

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10
 TEL 03-5614-5643・FAX 03-3664-8844〔営業部〕
 TEL 03-5614-5649〔書籍出版部〕
<http://www.shojihomu.co.jp/>

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。
 © 2010 消費者庁企画課
 Shojihomu Co., Ltd.

ISBN978-4-7857-1766-7
 *定価はカバーに表示しております。

- ① 国民生活センター「PIO-NET情報」のうち、全国または複数の都道府県を含む区域を単位とした情報（都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。）

② 地方公共団体「PIO-NET情報」のうち、当該地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報（他の地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報と併せて本項の規定による情報の提供を行うことができたものを含む。）

第3節 訴訟手続等の特例（第41条～第47条）

第41条（書面による事前の請求）

（書面による事前の請求）

第41条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から1週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該被告となるべき者がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

II 第2項

1 趣旨等

本条第1項により情報の提供を受けた適格消費者団体が当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、または提供してはならないこととしている。

この規定に違反し、目的外の利用、または提供了した者は、30万円以下の過料の対象としている（法第53条第11号）。

1 趣旨

本法における差止請求権の行使については、事業者等に対し、早期に取引の実情を把握して自ら是正する機会を与えるとともにこれにより紛争の早期解決と取引の適正化を図る観点から、適格消費者団体は、被告となるべき者に対し、訴訟外で差止請求をし、かつ、それから一定の期間が経過した後でなければ訴えを提起することができますこととし、これに違反して提起された訴えは訴訟要件を欠くものとして却下されるものとしている（第1項本

(文) この趣旨は差止請求に係る仮処分命令の申立てについても同様に当てはまることから、訴えの提起に関する規定を準用して同様に規律することとしている。

2 条文の解釈

(1) 「請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面」

この訴訟外における事前請求の方法については、請求内容を明確化とともに後日における訴訟において証拠となるべきことも踏まえ、書面によつてされなければならないこととしている（第1項本文）。

その書面の記載内容としては、被告となるべき者が自ら不当行為の是正をすることが可能な程度に請求の内容が明らかにされるべきであるが、適格消費者団体も提訴段階では必ずしも被告となるべき者の行為の詳細を把握したうえで差止請求権行使できるとは限らないことをも勘案し、請求の要旨および紛争の要点その他の内閣府令で定める事項で足りることとしている（注1）。

ここで「請求の要旨」とは、被告となるべき者に対し、どのような訴えを提起することになりそろかを示す程度の事項の記載をいい、「紛争の要点」とは、争いになつている実情についてまとめて表示したものをいう。

次に、「内閣府令で定める事項」（第1項本文）としては、差止請求をする適格消費者団体の所在や当該差止請求の内容を明らかにする観点から、以下のとおり規定している（規則第32条第1項）。

- ① 名称および住所ならびに代表者の氏名
- ② 電話番号およびファクシミリの番号
- ③ 被告となるべき者の氏名または名称および住所
- ④ 請求の年月日
- ⑤ 本条第1項の請求である旨

⑥ 請求の要旨および紛争の要点

また、法第43条第2項で行為地に関する管轄裁判所が規定されていることから、訴訟において被告となるべき者の予測可能性を過度に書ききれない観点から、できる限り、訴えを提起し、または仮処分命令を申し立てる場合における当該訴えを提起し、または仮処分命令を申し立てる予定の裁判所を明らかにしなければならないこととしている（規則第32条第2項）（注2）。

(注1) この事前請求と民事訴訟法第132条の2の提訴予告通知との関係については、それが趣旨を異にしているため、本条に定める事前通知をしたことによつて直ちに民事訴訟法上の提訴予告通知に当たるものとは解されないが、本条に定める事前請求の書面における記載事項は民事訴訟法上の提訴予告通知の書面の記載事項（同条第3項および民事訴訟法規則第32条の2）と重なっていることから、民事訴訟法上の提訴予告通知をすれば本制度の事前請求も併せてされたことになることが多いものと考えられる。なお、本条の事前請求を訴訟要旨とする趣旨は、事業者等の自発的な是正の機会を確保することにある以上、当該事前請求の書面の記載が主たる記載事項である「請求の趣旨及び紛争の要点」について適式な記載を充たしており、事業者等の側にその機会を保障するに足りるものである限り、附加的な記載事項である「内閣府令で定める事項」の一部の記載に不十分な点があつても、そのことによつて直ちに当該請求に係る訴えが訴訟要旨を欠くことにはならないと解される。

(注2) 規則第32条第2項は、いわゆる訓示規定である。なお、提訴予定裁判所を記載事項とする趣旨に照らせば、その記載を欠く場合またはその記載と実際の提訴裁判所が異なるとしたとしても、不適法となるものではない。

(2) 「その到達した時から1週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。」

訴訟外での事前請求から訴えの提起または仮処分命令の申立てまでに必要な一定の期間については、被告となるべき者が自発的な是正をするに必要な最小限の期間を確保するとともに、不當に長期間の経過を要することとして不特定かつ多数の消費者に被害が拡散する弊害が生じないようにする観点から、1週間としている（第1項本文）。

ただし、この訴訟外での請求は、実体法上の差止請求権の行使そのもので

あり、被告となるべき者に自発的な是正の機会を与えることを目的として提訴前の要件とするものであるから、被告となるべき者が当該請求を拒んだときには、上記の期間の経過前であっても直ちに差止めに係る訴えを提起したは仮処分の申立てをすることができるものとしている（第1項ただし書および第3項）。この「差止請求を拒んだとき」には、解釈上、被告となるべき者が是正拒絶の意思を当該適格消費者団体に対して明示的に表示した場合のみならず、当該請求後の被告となるべき者の行為その他の事情（当該請求に係る不当行為の拡大など）に照らして被告となるべき者は是正拒絶の意思が明確にされた場合など、黙示のは正拒絶の場合（客観的な諸事情から被告となるべき者が是正をしないことが明らかである場合）も含まれるものと解される。

また、訴訟外の事前請求を訴訟要件とした趣旨にかんがみ、上記の一定の期間の起算点は事前請求の到達時とするが（第1項）、被告となるべき者の主たる事務所または営業所の所在地にあてて発すれば足り、その請求が通常到達すべき時に到達したものとみなすこととしている（第2項。類似の例として、会社法第59条第7項参照）。

第42条（訴訟の目的の価額）

（訴訟の目的の価額）
第42条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

1 趣旨等

差止請求に係る訴えについては、相手方が事業活動の一環として行う消費者契約に係る勧誘行為や契約条項の使用、景表法または特商法に規定する不当な行為の一部を対象とするものであるから、一応、經濟的利益をその目的とするものと考えられ、財産権上の請求と位置付けられる。

しかしながら、その訴えで主張する利益は、不当な勧誘行為や不當な表示、契約条項の使用が差し止められることによって不特定かつ多数の消費者の受けるべき利益をいうものと解されるところ、その場合における不特定かつ多数の消費者の受けるべき利益は、上記行為の差止請求という事柄の性質を併せ考えると、これを算定する客観的・合理的基準を見い出すことは極めて困難であり、これを算定することは著しく困難であると考えられる。

したがって、消費者団体訴訟の差止請求についても、上記の考慮に基づき、後記（訴額につき特別規定を置く立法例）と同様に、この点に関する解釈上の疑義が生ずる余地のないように、非財産権上の請求とみなす旨の規定を設けている（この結果、訴額は160万円とみなされる（民事訴訟費用等に関する法律第4条第2項））。

平成25年6月4日

第3者調査報告書

調査委嘱者
特定非営利活動法人 消費者ネット広島
理事長 吉富 啓一郎 殿



調査実施者

司法書士 中谷耕策

Iはじめに

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2012年度（2012年4月1日から2013年3月31日まで）のその業務の遂行状況を調査し、以下のとおり意見を表明する。

なお、その調査にあたり、2013年6月4日（火）17時30分より、1時間30分、調査委嘱者の事務局にて帳簿等その他の書類確認とその保管状況の確認を行った。また、以下のとおり理事会を傍聴した。

2012年4月20日（金）17時30分より19時00分まで。
2012年5月29日（火）17時30分より18時30分まで。
2012年6月29日（金）17時30分より19時00分まで。
2012年7月30日（月）17時30分より18時30分まで。
2012年11月9日（金）17時30分より18時55分まで。
2012年12月21日（金）17時30分より19時00分まで。
2013年2月12日（月）17時30分より19時20分まで。

以下、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指す。

II 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

1. 規則第21条第1項第1号

差止請求権の行使に際し、事業者等との交渉の経過を記録したもの

2012年度は、裁判外における差止請求が4件あり、事業者等との交渉の経過を記録した書類は事業毎に適正に作成・保管されている。

2. 規則第21条第1項第2号

差止請求権の行使に際し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となつた場合、その概要および結果を記録したもの

2012年度は、訴訟、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続きを行っておらず、作成書類はない。

3. 規則第21条第1項第3号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

事業毎に相談票等が作成され、適正に作成・保管されている。

4. 規則第21条第1項第4号

差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

事業毎に適正に作成・保管されている。

5. 規則第21条第1項第5号

規則同条同項第1号から第4号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

それぞれ事業毎に適正に作成・保管されている。

6. 規則第21条第1項第6号

理事会の議事録（理事会の持ち回り議決の議事録を含む）ならびに法第13条第3項第5号の検討を行いう部門における検討の経過および結果等を記録したもの

それぞれ適正に作成され、議事録はそれぞれ理事会（理事会の持ち回り議決を含む）毎に、法第13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したものは開催毎に日付順に、適正に保管されている。
また、事業毎に以下の点を確認した。

「差止請求関係業務の執行に関する重要な事項の決定」（法第23条第4項各号に規定する行為【規則第17条第15号に規定する行為を除く】）を相互方である事業者等または裁判所等に対し行うかの決定）は、検討委員会

甲第 16 号証

にて承認され理事会（理事会の持ち回り議決を含む）の議決を経ていること。

7. 規則第21条第1項第7号 会計簿

2012年度決算書、2012年度元帳（現金出納帳、総勘定元帳、合計残高試算表）、2012年度収支書類は、それぞれ表題年次に分類され、適正に作成・保管されている。

8. 規則第21条第1項第8号

会費、寄付金その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号イ（3）及び（4）において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会員等の金額及び納入等の年月日並びに会員等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第25条第1号イ（2）において「会費等関係規定」という。）を記録したもの適正に作成・保管されている。

9. 規則第21条第1項第9号 第28条第1項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの

2012年度は、財産上の利益の受領はなかったため、作成書類はない。

III 法第16条第2項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）

掲示看板は見やすいところに、わかりやすく表示されている。

IV 法第18条（変更の届け出）

変更届出の書類は、適正に作成・保管されている。

V 法第23条第3項（適格消費団体間の連携）

適格消費者団体及び適格消費者団体を目指す消費者組織間の意見交換会資料、調査委嘱者が他の適格消費者団体に情報提供した書類及び電磁的方法を利用した情報等を開拓し、調査委嘱者が差止請求関係業務に關し、他の適格消費者団体と適切な連携をはかっていることを確認した。

VI 法第23条第4項（内閣総理大臣への報告義務）

法第23条第4項に該当する案件は、適正に内閣総理大臣に報告されている。

VII 法第27条（判決等に関する情報の提供）

2012年度は、差止請求に係る判決等ではなく、これらの作成書類はない。

VIII 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）

2012年度は、財産上の利益の受領はなかった。

IX 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、開院及び提出等）

- ・ 定款
- ・ 計算書等
- ・ 役職員等名簿
- ・ 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む）を記載した書類
- ・ 財務諸表等
- ・ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄付金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- ・ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の書類及び概要を記

- ・ 認した書類
- ・ 法第31条第2項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

上記の書類は、それぞれ書類毎に分類され、適正に作成・保管されている。

X その他

登記事項証明書は、すみやかに適正に登記されている。

以上のとおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成・保管されている。また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されていることを認めることができる。

以上

平成26年4月16日

調査報告書

調査委嘱者
特定非常利活動法人 消費者ネット広島

理事長 吉富 啓一郎 殿



調査実施者 宗山 雅之
(生活協同組合ひろしま 内部監査課)

Iはじめに

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2013年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）のその業務の遂行状況を調査し、以下のとおり意見を表明する。

なお、その調査にあたり、2014年4月16日（水）15時30分より、1時間30分、調査委嘱者の事務局にて帳簿等その他の書類確認とその保管状況の確認を行った。また、以下のとおり理事会を傍聴した。

2013年10月23日（水）18時03分より19時20分まで。

2014年3月26日（水）17時30分より18時55分まで。

以下、法とは消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指す。

II 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

1. 規則第21条第1項第1号
差止請求権の行使に關し、事業者等との交渉の経過を記録したもの

2013年度は、裁判外における差止請求が1件あり、事業者等との交渉の経過を記録した書類は事業毎に適正に作成・保管されている。

2. 規則第21条第1項第2号
差止請求権の行使に關し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分令の申立てその他の手続の当事者となつた場合、その概要および結果を記録したもの

2012年度は、差止訴訟が1件あり、その概要及び結果を記録した書類が適正に作成・保管されている。

3. 規則第21条第1項第3号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

事業毎に相談票等が作成され、適正に作成・保管されている。

4. 規則第21条第1項第4号

差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

事業毎に適正に作成・保管されている。

5. 規則第21条第1項第5号

規則同条同項第1号から第4号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

それぞれ事業毎に適正に作成・保管されている。

6. 規則第21条第1項第6号

理事会の議事録（理事会の持ち回り議決の議事録を含む）ならびに法第13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したもの

それぞれ適正に作成され、議事録はそれぞれ理事会（理事会の持ち回り議決を含む）毎に、法第13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したもののは開催毎に日付順に、適正に保管されている。また、事業毎に以下の点を確認した。

「差止請求関係業務の執行に関する重要な事項の決定」（法第23条第4項各号に規定する行為【規則第17条第15号に規定する行為を除く】を相手方である事業者等または裁判所等に対し行うかどうかの決定）は、検討委員会にて承認された理事会（理事会の持ち回り議決を含む）の議決を経ていること。

7. 規則第21条第1項第7号
会計簿

2013年度決算書、2013年度元帳（現金出納帳、終勘定元帳、合計残高試算表）、2013年度証憑書類は、それぞれ表題毎に分類され、適正に作成・保管されている。

甲第 17 号証

管されている。

8. 規則第21条第1項第8号
会費、寄付金その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号において「会費等」という。）について、その納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号イ（3）及び（4）において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（第25条第1号イ（2）において「会費等関係規定」という。）を記録したもの

適正に作成・保管されている。

9. 規則第21条第1項第9号
第28条第1項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの
2013年度は、財産上の利益の受領はなかったため、作成書類はない。

III 法第16条第2項（適格消費者団体である旨の事務所での掲示）
掲示看板は見やすいところに、わかりやすく表示されている。

IV 法第18条（変更の届け出）
変更届出の書類は、適正に作成・保管されている。

V 法第23条第3項（適格消費団体間の連携）

適格消費者団体及び適格消費者団体を目指す消費者団体間の意見交換会資料、調査委嘱者が他の適格消費者団体に情報提供した書類及び電磁的方法を利用した情報等を閲覧し、調査委嘱者が差止請求関係業務に關し、他の適格消費者団体と適切な連携をはかっていることを確認した。

X その他

登記事項証明書は、すみやかに適正に登記されている。

VI 法第23条第4項（内閣総理大臣への報告義務）

法第23条第4項に該当する案件は、適正に内閣総理大臣に報告されている。

VII 法第27条（判決等に関する情報の提供）

2013年度は、差止請求に係る判決等ではなく、これらの作成書類はない。

VIII 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）

2013年度は、財産上の利益の受領はなかった。

IX 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）

- ・ 定款
- ・ 業務規程
- ・ 役職員等名簿
- ・ 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む）を記載した書類
- ・ 財務諸表等
- ・ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄付金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- ・ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の書類及び概要を記載した書類
- ・ 法第31条第2項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

上記の書類は、それぞれ書類毎に分類され、適正に作成・保管されている。

以上のことより、法的に定められた書類は、すべて適正に作成・保管されている。また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されていいることを認めることができます。

以上

